

非訟事件手続法の適用・準用のある主要事件における書面の送付等に関する規律についての一覧表

		非訟事件一般	借地非訟事件	会社非訟事件 (会社法870条 2項各号記載の 事件)	労働審判事件	民事調停事件
申立書の扱い	原則		送達 (借地借家法50 ①)	送付 (会社法870の 2①)	送付 (現行労働審判 規則10を維持 予定)	規律なし
	例外	規律なし	申立てが不適法 でその不備を補 正することがで きないとき (借地借家法4 9)	申立てが不適法 であるとき又は 理由がないこと が明らかなき (会社法870の 2⑦)	申立てが不適法 であると認める とき(労働審判 法6) 労働審判をしな いとき(労働審 判法24①)	
申立ての変更の 扱い (注1)	原則	通知 (要綱(案) p14・ 第3・1(5))	変更申立書の 直送 (借地非訟規則 に新設予定)	変更申立書の 送付 (会社非訟規則 に新設予定)	変更申立書の 直送 (現行労働審判 規則20③を維 持予定)	特則なし (非訟事件一般 の規律と同じ)
	変更不許可の場合	不要	(例外なし)	不要	(例外なし)	
参加の申出等の 扱い (注2)	原則	通知 (要綱(案) p7・第 2・4)	参加申出書等 の送付 (借地非訟規則 に新設予定)	参加申出書等 の送付 (会社非訟規則 に新設予定)	規律なし (口頭での参加 申出も可)	規律なし (口頭での参加 申出も可)
	却下の場合	不要	不要	不要		
抗告状の写しの扱 い	原則	送付 (非訟法69①)				
	例外	即時抗告が不適法であるとき又は理由がないことが明らかなき (非訟法69①ただし書)				
抗告理由書の写し の扱い	原則	送付 (要綱(案) p17・第4・1(1)オ、p19・第4・1(1)チ)				
	例外	即時抗告が不適法であるとき又は理由がないことが明らかなき				
その他の書面の扱い		一部の書面に ついて、直送・送 付(注3)	陳述書、証拠書 類その他裁判の 資料となる書面 一般について直 送 (現行借地非訟 規則24を維持 予定)	特則なし (非訟事件一般 の規律と同じ)	答弁書、補充書 面、証拠書類の 写し、証拠説明 書等につき直送 (現行労働審判 規則20③を維 持予定)	特則なし (非訟事件一般 の規律と同じ)

(注1) 非訟事件においては、民事訴訟とは異なり、期日で口頭で変更を申し立てることも可能であるが(非訟法44条2項)、変更申立書が提出された場合を前提に表を作成している。

(注2) 当事者参加の場合又は裁判を受ける者となるべき者が利害関係参加する場合には参加の申出が、裁判を受ける者となるべき者以外の者の利害関係参加の場合には参加の許可の申立てがなされることになる(非訟法20、21条)。

(注3) 非訟事件手続規則において、直送・送付が求められている書面の例は、以下のとおり。

- ・手続費用の確定等を求める申立書、費用計算書及び費用額の疎明書類(要綱(案) p7・第2・6(1)、民事訴訟規則24条)
- ・専門委員の意見を記載した書面(要綱(案) p9・第2・7(6))
- ・証拠申出書、尋問事項書、鑑定を求める事項を記載した書面、書証の写し等(要綱(案) p14・第3・3(2)、民事訴訟規則99、107、129、137条)